



車椅子利用者用駐車施設は、バリアフリー法で一定の条件に該当する場合に設置が義務づけられており、整備が促進されています。しかしながらその一方で、そのスペースに障害のない人が駐車するなどして、障害のある人が駐車できない問題も発生しており、適正な利用を促すための取組が求められています。

平成 18 年に佐賀県で導入されて以降、多くの地方公共団体で導入されている「パーキング・パーミット制度」は、公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を、障害者、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度です。障害のある人の中には、内部障害などにより歩行が困難なもの、外見からは分かりにくい障害の人もありますが、パーキング・パーミット制度は、このような人たちが利用対象者であることを明確にするためにも役立っています。

パーキング・パーミット制度に協力する施設であれば、施設ごとに利用許可証を取得することなく障害者等用駐車区画を利用することができ、また、制度を導入している多くの地方公共団体間で相互利用協定が締結されているため、自分の居住地域で発行される利用許可証を持っているだけで旅行先でも障害者等用駐車区画を利用することができるなど、制度の利用者にとっては利便性の高いものとなっています。

### 駐車禁止除外指定車標章等との違い

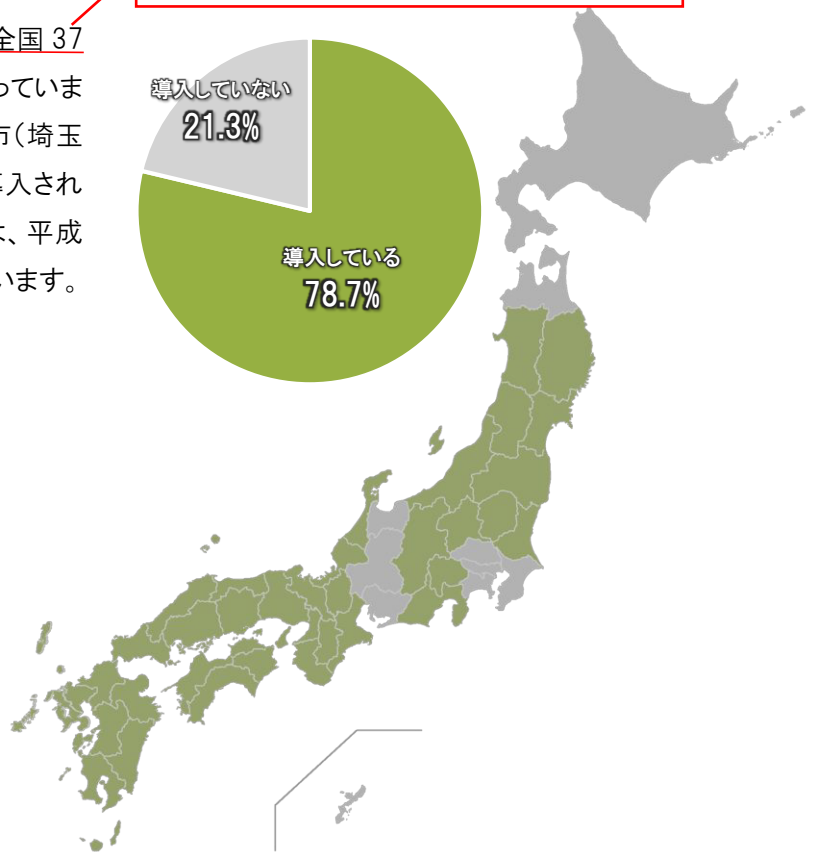
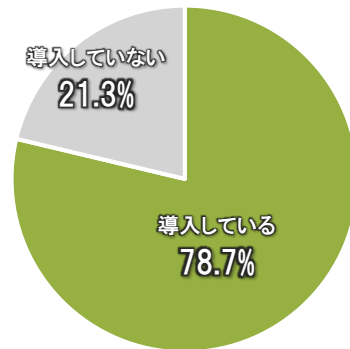
パーキング・パーミット制度の利用証とは別に、路上での駐車禁止の適用が除外となる「駐車禁止除外指定車標章」や「高齢運転者等標章」がありますが、両者は以下のように異なる制度となっています。

区分	駐車禁止除外指定車標章	高齢運転者等標章	パーキング・パーミット制度の利用証
発行者	都道府県公安委員会	都道府県公安委員会	地方公共団体
根拠	道路交通法、都道府県公安委員会規則	道路交通法	地方公共団体の制度実施要領(要綱) など
受付窓口	住所地进行管轄する警察署など	住所地进行管轄する警察署など	地方公共団体の窓口等
利用場所	道路(指定駐車禁止場所のみ)	高齢運転者等専用駐車区画、高齢運転者等専用時間制限駐車区画の設置場所	制度に協力する施設内の駐車場
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者</li> <li>戦傷病者</li> <li>精神障害者</li> <li>療育手帳所持者</li> <li>小児慢性疾患医療受診者</li> </ul> などで、駐車禁止除外指定車標章を掲示している車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>70 歳以上の者</li> <li>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている者</li> <li>肢体が不自由であることを理由に免許に条件を付されている者</li> <li>妊娠中又は出産後8週間以内の者</li> </ul> などで、高齢運転者等標章を掲示している車両	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者</li> <li>知的障害者</li> <li>精神障害者</li> <li>難病患者</li> <li>高齢者</li> <li>妊産婦</li> <li>けが人 など</li> </ul> ※利用対象者は地方公共団体により異なる
駐車違反の罰則	あり(道路交通法第 119 条の2及び3)	あり(道路交通法第 119 条の2及び3)	—
注意事項	駐車禁止が除外されるのは指定駐車禁止場所であり、法定の駐車禁止場所及び駐停車禁止場所への駐車、駐車の方法に従わない駐車、車庫代わりの駐車、長時間駐車については駐車違反となり、道路交通法等に基づく罰則等が適用される	「高齢運転者等専用駐車区画」及び「高齢運転者等専用時間制限駐車区画」のみ駐車可能。「高齢運転者等専用時間制限駐車区画」においては、標識が示す利用時間内でのみ利用可能であり、パーキング・メータ又はパーキング・チケットにより手数料を支払う必要がある	駐車施設の利用証であり、道路の駐車禁止場所には駐車できない

## パーキング・パーミット制度の導入状況

パーキング・パーミット制度は平成31年1月現在、全国37の都道府県で導入されており、導入率は78.7%となっています。また、制度を導入していない都道府県のうちの3市(埼玉県川口市及び久喜市、沖縄県那覇市)でも独自に導入されています。制度の利用に必要な利用証の発行枚数は、平成31年1月の調査時点で、延べ約966,000枚となっています。

令和2年4月現在では、39都道府県  
(R1. 10～岐阜県、R2. 4～富山県が導入)



### パーキング・パーミット制度の相互利用

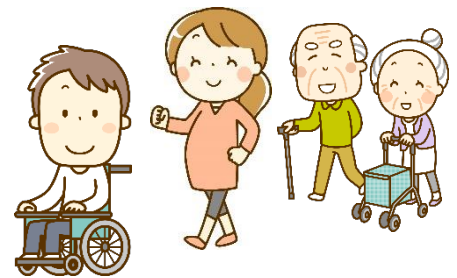
パーキング・パーミット制度を導入している全国37府県と埼玉県川口市では協定書が締結されているため、同制度を導入する他の地方公共団体の協力施設において、交付された利用証を使用することが可能になっています。

### パーキング・パーミット制度を導入している都道府県の状況

	対象となり得る人数	利用証延べ発行数	発行割合		対象となり得る人数	利用証延べ発行数	発行割合
岩手県	123,205人	12,934枚	10.5%	奈良県	126,456人	2,241枚	1.8%
宮城県	182,335人	1,952枚	1.1%	和歌山県	103,647人	5,654枚	5.5%
秋田県	103,918人	4,422枚	4.3%	鳥取県	63,188人	17,066枚	27.0%
山形県	—	30,977枚	—	島根県	87,199人	10,829枚	12.4%
福島県	181,654人	65,313枚	36.0%	岡山県	165,855人	42,723枚	25.8%
茨城県	208,479人	92,222枚	44.2%	広島県	239,756人	76,827枚	32.0%
栃木県	—	66,769枚	—	山口県	164,024人	53,061枚	32.3%
群馬県	152,258人	78,522枚	51.6%	徳島県	—	15,508枚	—
新潟県	216,949人	82,349枚	38.0%	香川県	100,150人	8,931枚	8.9%
石川県	38,567人	4,552枚	11.8%	愛媛県	153,189人	40,988枚	26.8%
福井県	31,796人	12,993枚	40.9%	高知県	94,677人	14,389枚	15.2%
山梨県	63,971人	31,031枚	48.5%	福岡県	397,646人	—	—
長野県	—	20,825枚	—	佐賀県	76,345人	54,677枚	71.6%
静岡県	—	24,889枚	—	長崎県	142,204人	25,192枚	17.7%
三重県	138,491人	59,86枚	42.7%	熊本県	191,635人	45,427枚	23.7%
滋賀県	38,124人	6,687枚	17.5%	大分県	112,732人	19,045枚	16.9%
京都府	275,165人	15,505枚	5.6%	宮崎県	95,346人	31,195枚	32.7%
大阪府	—	—	—	鹿児島県	144,521人	41,192枚	28.5%
兵庫県	480,966人	—	—				

## パーキング・パーミット制度利用対象者の要件

パーキング・パーミット制度の利用対象者は、身体障害者、要介護者、要支援者、妊産婦や一時的なけが人など多岐に渡りますが、対象者の要件は制度を運用する地方公共団体によって異なります。下の表の各区分の数値は、利用対象としている都道府県の数です。



### 身体障害者区分

		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		37	37	37	37	—	—
聴覚障害	聴覚障害	—	22	22	—	—	1
	平衡機能障害	—	—	37	—	34	—
音声言語機能障害		—	—	—	—	—	—
肢体不自由	上肢	37	37	5	5	—	—
	下肢	37	37	37	37	35	35
	体幹	37	37	37	—	34	—
脳原性運動機能障害	上肢機能	36	36	2	2	—	—
	移動機能	36	36	36	34	33	33
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、肝臓の障害	心臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	腎臓機能障害	37	—	37	35	—	—
	呼吸器機能障害	37	—	37	35	—	—
	膀胱又は直腸機能障害	37	—	37	35	—	—
	小腸機能障害	37	—	37	35	—	—
肝臓機能障害	37	37	37	33	—	—	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		37	37	37	35	—	—

### 高齢者

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
37	37	37	37	34	5	4

### 障害

A1	A2	B1	B1	C
37	37	1	1	—

### 精神障害

1級	2級	3級
33	1	—

### 難病患者

特定疾患医療受給者	特定医療費(指定難病)受給者	小児慢性特定疾患医療受給者	その他
33	31	28	7

### 妊産婦

母子手帳取得～	妊娠7カ月～	～産後3カ月	～産後6カ月	～産後1年	～産後1年半	～産後1年半以上
11	26	16	3	11	5	1

### けが人

車椅子・杖使用者等移動配慮者
34

## 車椅子使用者用駐車施設に関する設計について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」においては、一定規模以上の特別特定建築物に附属する駐車場（公共施設、商業施設等の駐車場）、道路の附属物である駐車場（高速道路の PA・SA 等の駐車場）、特定路外駐車場、都市公園の駐車場において、車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられています。以下では、建築物を対象とした「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成 29 年 3 月）による、駐車場設計の考え方と設計のポイントを説明します。

### 駐車場設計のポイント

「**高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準**」（平成29年3月）では、駐車場の設計は以下のようにすることが望ましいとされています

- ① 建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模等に応じた台数の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
- ② 車椅子使用者用駐車施設には、車椅子使用者が安全に車から乗降するために十分な広さを確保する。
- ③ 建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車椅子使用者のみではないことに配慮し、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等のための駐車施設を別途設ける。
- ④ 駐車場には、車椅子使用者等駐車施設等の位置をわかりやすく示し、また不正利用を防止するための表示板等を設ける。

### 駐車場の設計標準

#### 1. 設置数・配置

- 駐車場には、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設ける。
- 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合は当該駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合は当該駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることが望ましい。
- 車椅子使用者用駐車施設は、当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける。
- 車椅子使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。
- 施設規模・用途等を考慮した上で、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある利用者のために、一般の駐車施設と同じ幅、奥行きを駐車施設を設ける。

駐車場の規模	必要数
～50 台	1 台
51～100 台	2 台
101～150 台	3 台
151～200 台	4 台
201～300 台	5 台

#### 2. 車椅子使用者用駐車施設の幅、空間の確保等

- 幅は 350cm 以上とする。
- 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- リフト付車両等、車椅子使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保する。特に後部ドア側のスペース確保が必要となる。
- 水勾配が必要な場合を除き、舗装は水平とする。
- 乗降用のスペースの表面は、斜線で塗装する。

#### 留意点：乗降用スペース

車椅子使用者の乗降用スペースは、左右両方に設けることがより望ましい。車椅子使用者用駐車施設を隣接して複数設けると、左右どちらからでも乗降できるようになる。

#### 3. 部品・設備等

- ① 発券機、精算機等
  - 発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮する。
- ② 屋根、庇
  - 車椅子使用者の雨天時の乗降に困難が生じないよう、自動車・車椅子間の乗降や車椅子による乗降を想定しているスペースの上には、屋根又は庇を設けることが望ましい。
  - 車椅子による乗降等を想定しているスペースに屋根または庇を設ける場合には、車椅子用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

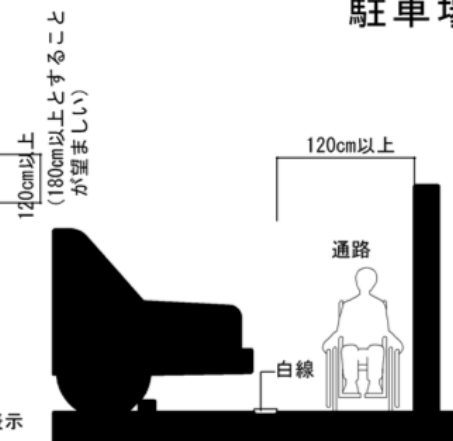
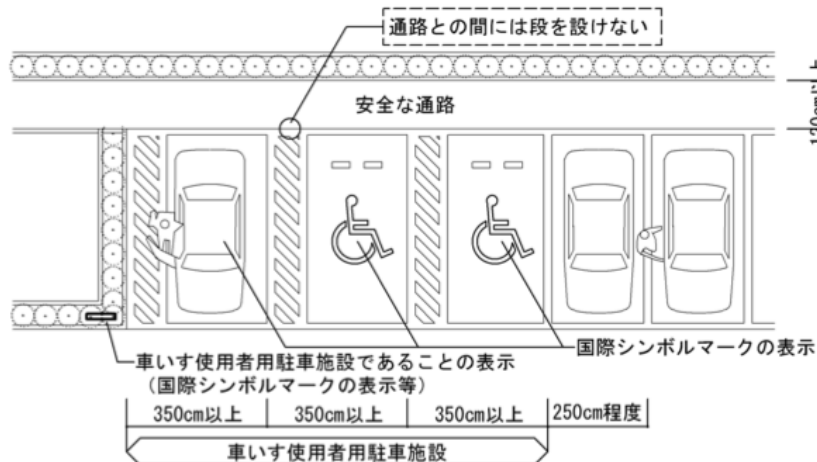
#### 4. 案内表示

- ① 駐車場の案内表示
  - 駐車場の付近には、駐車場がある事を表示する表示板（標識）を設ける。
  - 表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるものとする。
  - 駐車場の進入口には、車椅子使用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示する。
  - 駐車場の進入口より車椅子使用者用駐車施設まで、誘導用の表示をする。
- ② 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示
  - 車椅子使用者用駐車施設には、表示板や表面への国際シンボルマークの塗装等の見やすい方法で、車椅子使用者用駐車施設である旨を表示する。
  - 上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等が利用可能な駐車施設を設けた場合には、これをわかりやすく表示する。

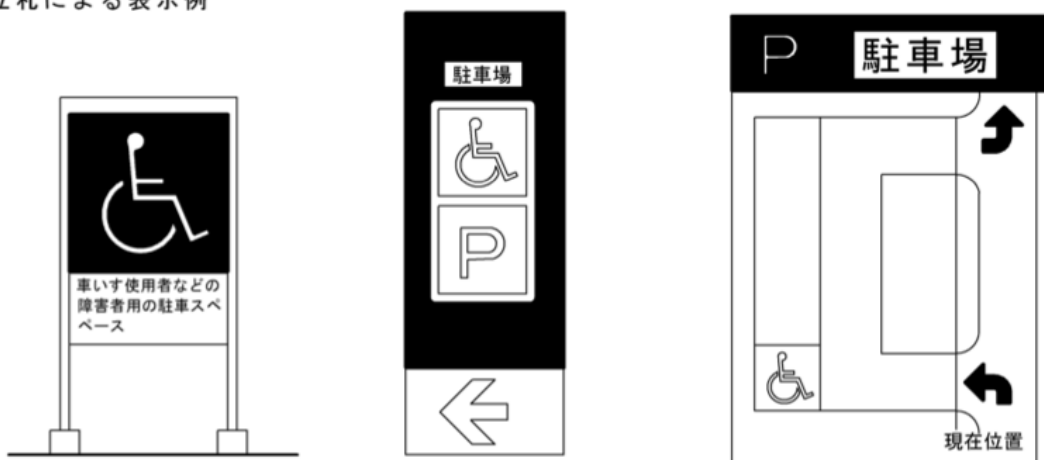


# 駐車場

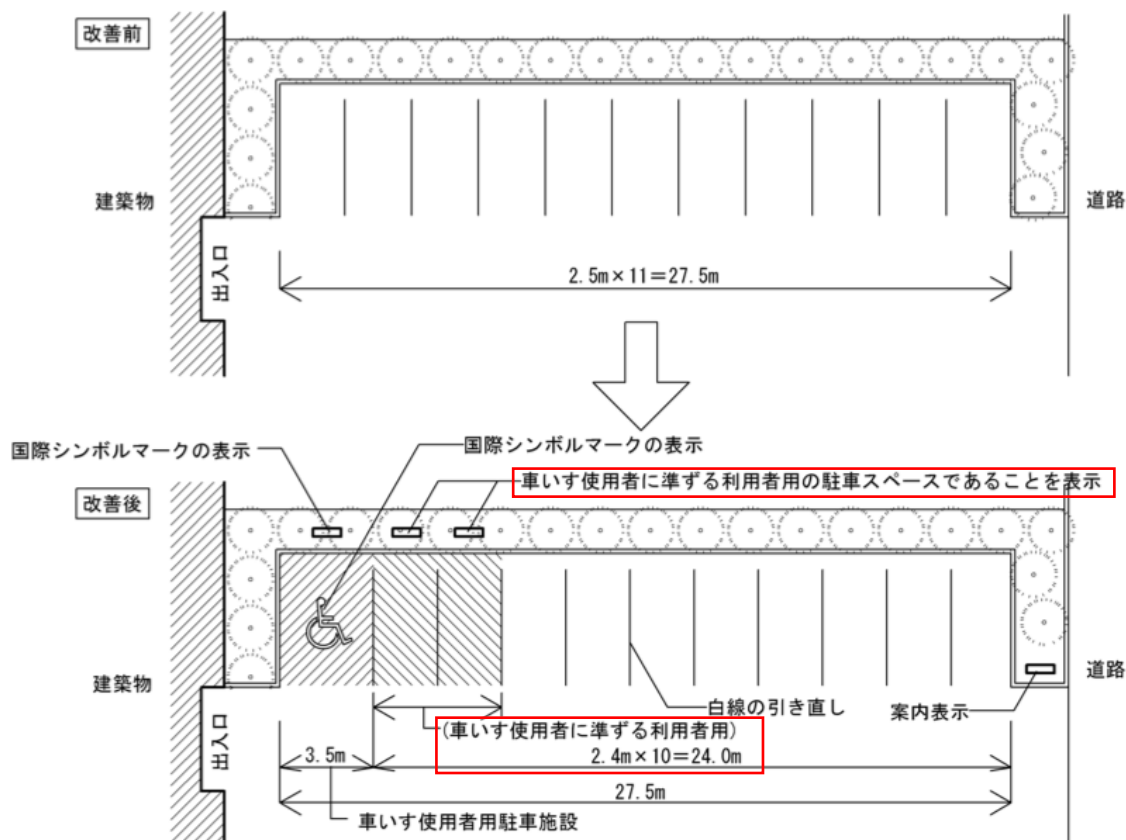
## ● 駐車場の設計標準



## ○ 立札による表示例

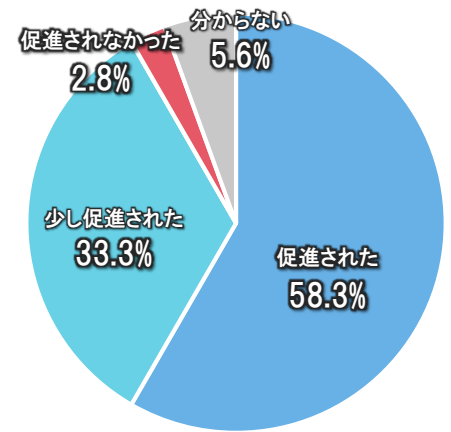


## ● 改善例



## 障害者等用駐車区画を取り巻く状況

バリアフリー法により、一定の施設に駐車場を設置する場合には車椅子使用者用駐車施設の設置が義務付けられています。パーキング・パーミット制度は車椅子使用者に限らず、障害者等用駐車区画の利用者を明確にする制度であり、制度を導入している地方公共団体の約9割が、障害者等用駐車区画の適正利用が促進されるなど一定の効果を感じていますが、その一方で、健全者の不適正利用により、「利用対象者数に見合う駐車区画数が不足している」、「制度の対象者が対象となる駐車区画に駐車できない」、「車椅子使用者など、3.5m以上の駐車区画を必要とする人が、対象区画に駐車できない」、といった課題点も指摘されています。



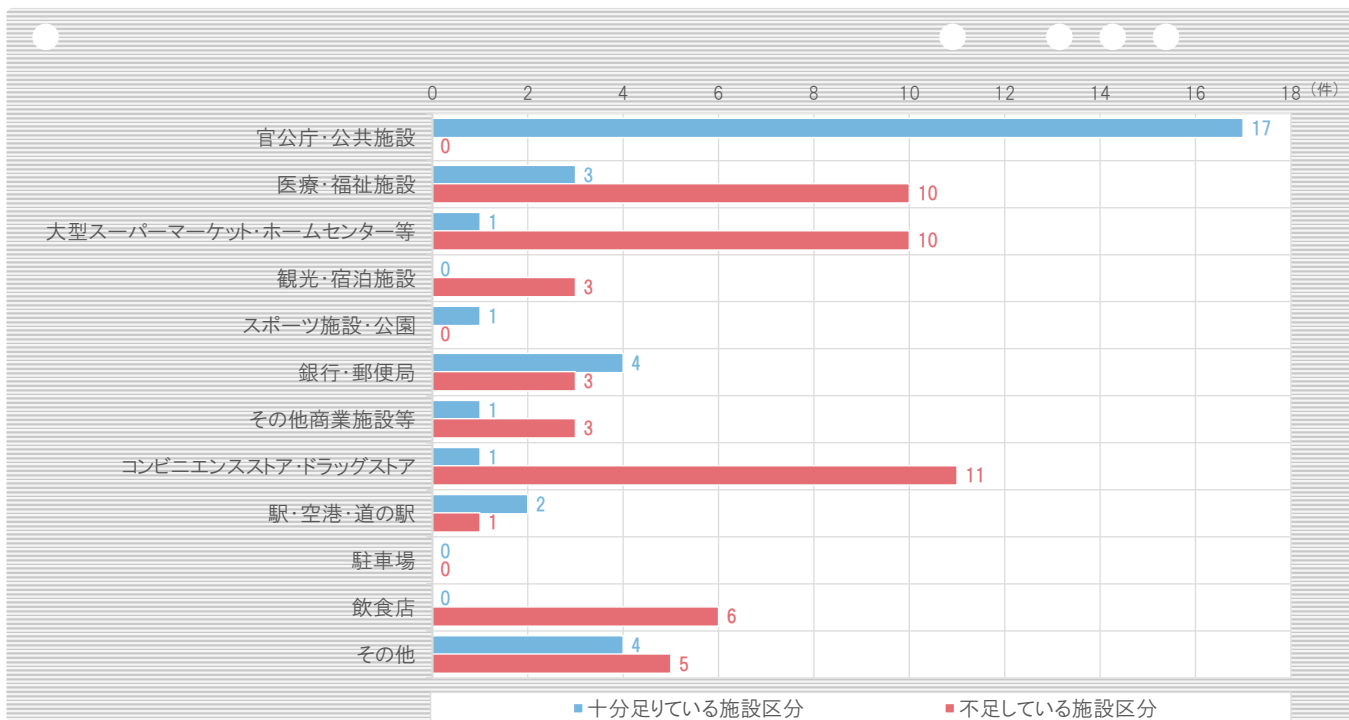
パーキング・パーミット制度導入による適正利用の促進

### 幅 3.5m 以上の駐車区画の必要性

車椅子使用者用駐車施設について、車椅子使用者は、車両からの乗降の際にドアを全開にできる幅が必要であるため、乗降のために必要なスペースが確保されるよう、バリアフリー法では駐車区画の幅は3.5m(350cm)以上と規定されています。パーキング・パーミット制度においては、必ずしも3.5m以上の幅を必要としない人も含めた多くの人が利用対象者となっており、3.5m以上の幅を必要とする車椅子使用者が駐車できない状況も発生しており、この状況を改善するため、3.5m未満の駐車区画も制度の対象とするなどの取組が行われています。



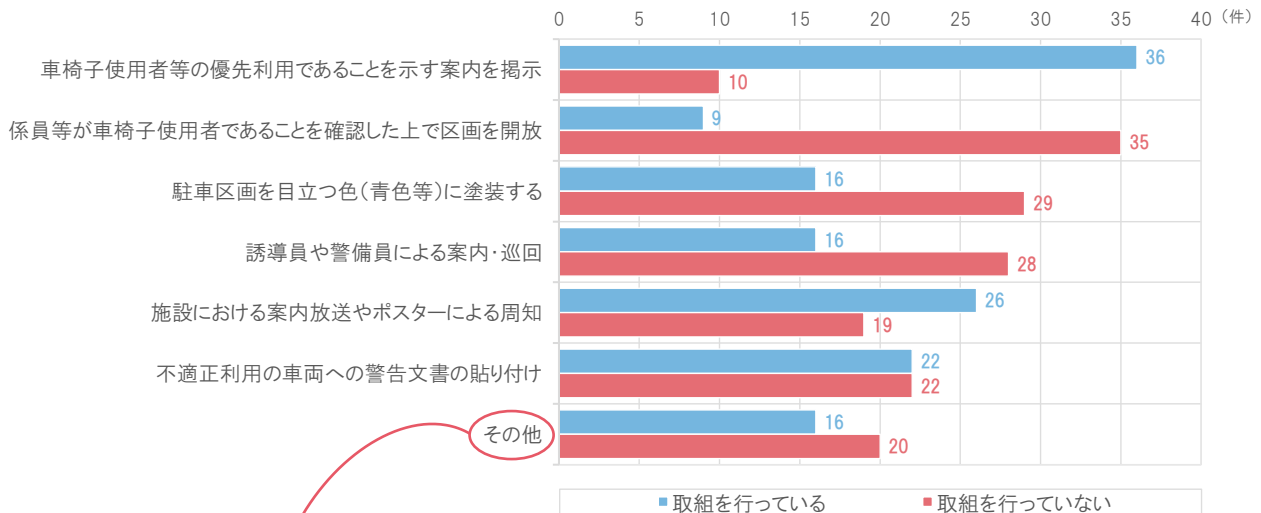
## 施設ごとの障害者等用駐車区画の過不足に対する都道府県の認識



## 障害者等用駐車区画の不適正利用防止の取組

パーキング・パーミット制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用が促進されてきていますが、利用者からは、「利用証の掲示がない車両が駐車しているため利用できなかった」など、不適正利用に対する苦情が寄せられています。

多くの地方公共団体では、駐車場の設置管理者の協力の下、「車椅子使用者等の優先利用であることを示す案内を掲示」、「施設における案内放送やポスターによる周知」、「不適正利用の車両への警告文の貼り付け」といった取組が実施されており、不適正利用を防止し、障害者等用駐車区画を必要とする人が利用できるよう、引き続き取り組みを実施することが求められています。



- 不適正利用の苦情が多い施設での啓発キャンペーン実施／マナーアップキャンペーン期間中の集中的な広報活動
- 不適正利用防止と制度の普及・啓発活動を兼ねた、県職員による不定期での実態調査及びビラ配布
- 施設利用者に対する声かけの実施

## 都道府県における駐車区画の設置数

都道府県	区画数合計	幅 3.5m以上	幅 3.5m未満
岩手県	1,002	—	—
宮城県	1,090	696	394
秋田県	1,904	1,172	732
山形県	632	—	—
福島県	2,532	2,532	—
茨城県	—	—	—
栃木県	2,067	1,639	428
群馬県	2,241	2,241	—
新潟県	1,932	1,676	256
石川県	1,183	832	351
福井県	—	—	—
山梨県	—	—	—
長野県	3,256	1,953	1,303
静岡県	1,647	—	—
三重県	4,329	3,112	1,217
滋賀県	741	356	385
京都府	2,876	2,237	639
大阪府	2,030	1,205	825
兵庫県	4,631	3,387	1,244

都道府県	区画数合計	幅 3.5m以上	幅 3.5m未満
奈良県	1,426	751	675
和歌山県	1,552	1,284	268
鳥取県	716	—	—
島根県	287	—	—
岡山県	2,261	2,051	210
広島県	3,926	3,186	740
山口県	2,283	1,407	876
徳島県	1,202	—	—
香川県	—	—	—
愛媛県	1,980	758	409
高知県	2,103	1,629	474
福岡県	5,786	5,063	723
佐賀県	—	—	—
長崎県	1,256	—	—
熊本県	—	—	—
大分県	2,279	1,675	604
宮崎県	2,785	1,594	1,191
鹿児島県	3,858	—	—

※愛媛県は幅が不明の813区画を含む

不適正利用防止の取組 障害者等用駐車区画を示す標識や看板の設置

パーキング・パーミット制度は、共通の利用証を発行することで、障害者等用駐車区画を利用できる人を明確にし、本当に必要な人のための駐車区画を確保するための制度ですので、そのことを示す標識や看板を設置し、区画を明確にすることが重要です。駐車場の設置管理者に対しては、コストのかかるお願いをしにくいという状況もあり、地方公共団体では「三角コーンカバー」や「ステッカー」を作成の上で配布し、まずは駐車区画を明確にしてもらうといった取組が行われています。



ステッカーや三角コーンの設置事例



三角コーンカバー装着の様子(静岡県)

⚠ 標識の置き場に注意！

不適正利用防止のために標識で駐車区画を塞いでしまうと、車椅子使用者はすぐに移動させることができません。警備員や係員が近くにいるとすぐに移動できる場合以外は、駐車場の邪魔にならない位置に置くことが重要です。

標識設置に対する補助の事例

栃木県では、県社会福祉協議会、とちぎセルフセンター、県森林組合連合会の協力を得て、おもいやり駐車スペース表示板の有償配布が行われています。この取組では、栃木県のパーキング・パーミット制度「おもいやり駐車スペース」の利用証交付対象者となっている障害者自らが、ステッカーの貼付作業や配送・設置業務に携わることで、事業の効果的な周知を図るとともに、障害者の社会参加の促進と工賃アップに寄与する取組となっています。

また、この取組では、県社会福祉協議会が管理・運用する「栃の実基金」を活用し、とちぎセルフセンターを通じて協力施設に表示板製作相当額を補助することにより、協力施設の経済的負担の軽減が図られています。



【出典】栃木県ホームページ



標識や看板の設置に加え、塗装やシートの貼り付けにより区画を目立たせることで、一般車両用のスペースと区別がつきやすくなり、心理的な抑止効果を与えることで、不適正利用を防止する効果が期待できます。比較的 low コストで実施可能な水性塗料による塗装や、短時間で施工が可能で、さまざまなデザインにも対応可能なシートの貼り付けなどが行われています。



床面を青色に塗装した事例



床面にシートを貼り付けた事例(三重県)

【出典】三重県ホームページ

### 全国脊椎損傷者連合会山形県支部の取組

平成 17 年度に「山形県福祉のまちづくり整備マニュアル」の改訂により、車椅子使用者用駐車施設を青色に塗装するようになったことが、不正利用防止に極めて高い効果をもたらしたことを受け、全国脊椎損傷者連合会山形県支部では、この取組が全国に広がることを期待した普及活動「全面青色プロジェクト活動」が行われています。

活動では、山形県内各地の車椅子使用者用駐車施設の新規塗装や、塗装の古くなった駐車場を塗り直しが行われています。作業は駐車場の施設管理者や一般ボランティアが参加したり、中学生の校外学習の一環として行われたりしています。



【出典】全国脊椎損傷者連合会山形県支部ホームページ

### 塗装用品の貸し出し事例

比較的 low コストとはいえ、駐車区画の塗装には費用がかかります。滋賀県では、「滋賀県車いす使用者用駐車場利用制度」にかかる「思いやり区画」の塗装に必要な用品を、制度の普及啓発のために使用することを目的として、非営利目的の使用に限って貸し出しています。

#### 貸出用品の例

- 水性ロードカラー(ホワイト)
- 水性ロードカラー(ロードグリーン)
- スクレパー(ヘラ)
- ラスター刷毛
- サゲ缶
- スモールローラー
- ハンドル
- スモールローラー 中毛 4 インチ
- 目地刷毛 30m/m
- 刷毛(ひよこ)
- ブルーシート
- テープ(緑)
- 筆(小)
- 網
- ガムテープ付きビニール

## パーキング・パーミット制度利用証の不適正利用防止

パーキング・パーミット制度により利用証の交付を受けている人が、利用証を他人に貸与したり、有効期限切れの利用証を使用したりするなどの不適正利用を防止するため、利用証に「有効期限」を大きく表示したり、「ルール」を明記したりするなど、利用証のデザインに工夫をする事例もあります。



有効期限を大きく表示した利用証(宮城県/岡山県/大分県)

ルールを明記した利用証(佐賀県)

## 障害者等用駐車区画の不適正利用に対する警告

障害者等用駐車区画の不適正利用に対しては、施設管理者は注意しにくいという意見もあることから、地方公共団体が警告文書を作成し、施設管理者が利用できるようにしている事例もあります。

### 身障者用駐車場を利用される方へ

～この場所を、必要としている人がいます。～

この身障者用駐車場は、鹿兒島県発行の「身障者用駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。

**身障者用駐車場利用証をお持ちの方**

車内のルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい箇所に掲示してください。

**身障者用駐車場利用証をお持ちでない方**

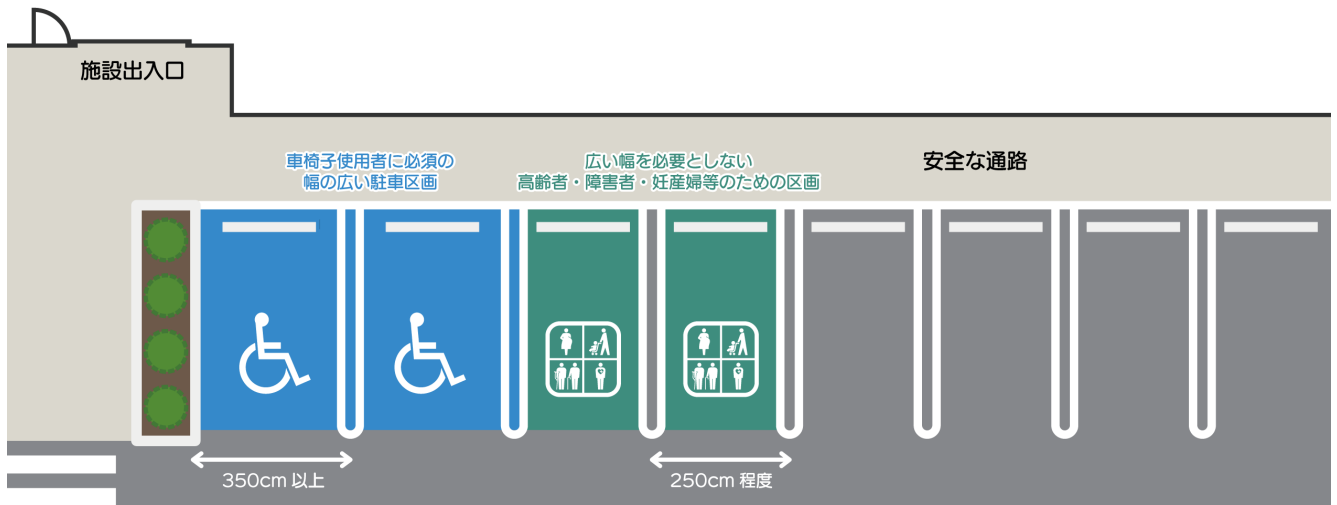
障害(身体・知的・精神)、高齢、難病により歩行が困難な方、又は、妊娠あるいは出産、その他けがにより一時的に歩行が困難な方で、**県が定めた基準に該当する方には、県庁障害福祉課、ハートピアかごしま、各地域振興局・支庁(事務所を含む)で「身障者用駐車場利用証」を発行しておりますので、お手数ですが、最寄りの窓口で申請してください**ますようよろしくお願いいたします。

※**県が定めた基準、申請方法などの詳しい内容については、申請前に必ず下記にお問い合わせください。**

**【問い合わせ先】**  
 鹿兒島県くらし保健福祉部障害福祉課  
 住 所：鹿兒島市鶴池新町10-1  
 電 話：099-286-2746(直通)  
 受 付：平日(8時30分～17時)

不適正利用に対する警告文書の例(鹿兒島県)

駐車区画確保の取組 **ダブルスペースの導入**

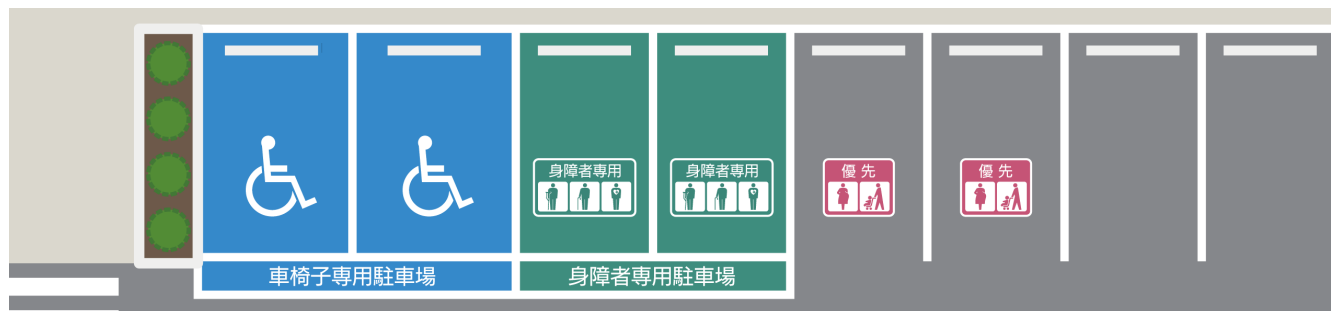


車椅子使用者で、車のドアを大きく開けて乗り降りできるように一般の駐車区画よりも幅の広い区画を必要とする人がいる一方で、歩行が困難なため施設の出入口に近い場所に駐車する必要があるものの、幅の広い区画は必要としない人もいます。そのため、幅の広い 3.5m 以上の駐車区画に加えて、施設の出入口に近い 3.5m 未満の通常の幅の駐車区画も制度の対象とする取組が行われています。



3.5m 以上と 3.5m 未満の駐車区画で利用対象者を分け、床面に表示を行っている事例

地域の実情に応じて、さらに複数の利用証に応じた駐車区画の区分を設けることも考えられます。



車椅子使用者、身障者、妊産婦及びベビーカー利用者の区画を分離するイメージ

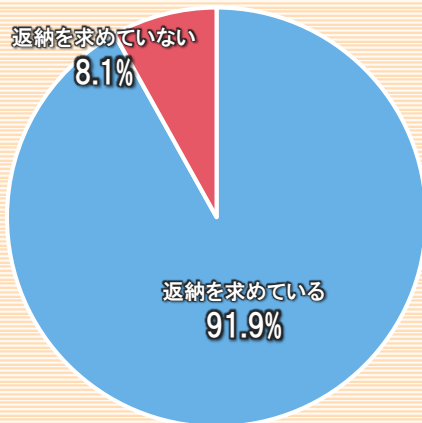
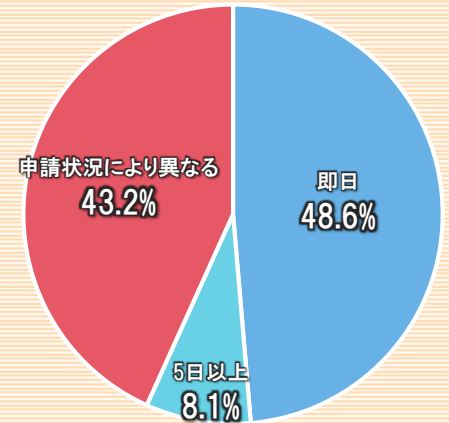
## パーキング・パーミット制度の運用状況

### ■ 利用証交付までの日数

利用証の交付は、半数が「即日交付」となっていますが、中には5日以上を要するケースも見受けられます。また、3割以上が「申請状況により異なる」と回答しています。

#### 申請状況により異なる理由

- 原則として月曜日～金曜日に1週間分を受付し、翌月曜日に起床して火曜日に交付しているため
- 市町村窓口への申請を提出する場合は、申請から2週間程度要するため
- 郵送、メール、FAXで申請の場合は、1～2週間程度を要するため

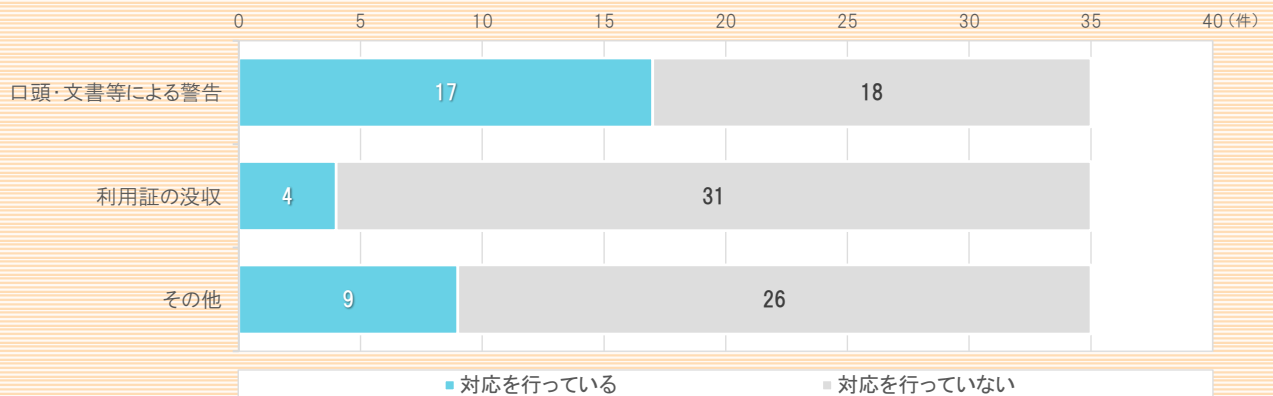


### ■ 利用証の有効期間満了後の取り扱い

地方公共団体によって取り扱いは異なりますが、妊産婦や一時的なけがによる移動配慮者をはじめとして、利用者の要件によっては利用証に有効期限が設けられています。また、多くの場合、有効期限満了後には利用証の返納が求められています。返納を求めているないある県では、有効期限満了後には利用者自身による廃棄処分を求めています。利用証には有効期限やシリアルナンバーが表示されているため、不正利用はこれまでのところ見られないようです。

### ■ 利用証の不正利用等への対応

地方公共団体のうち、約7割が利用証の不正利用等に対する何かしらの対策を行っていますが、利用証を没収するといった厳しい対応は少数にとどまり、利用証の掲示のない車両への文書による警告や口頭での指導や、利用証を交付する際に、不正利用を行わないよう注意喚起をするといった対応が行われているようです。





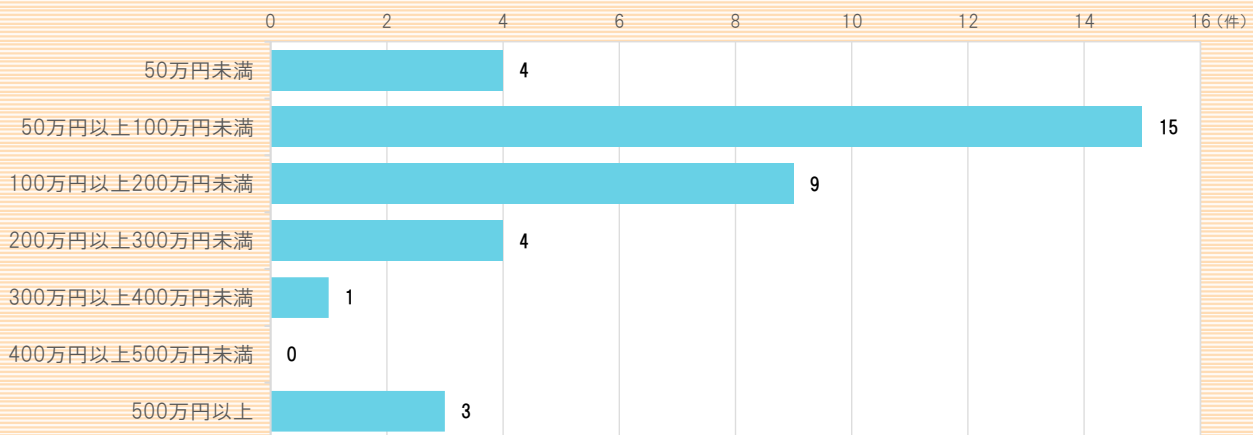
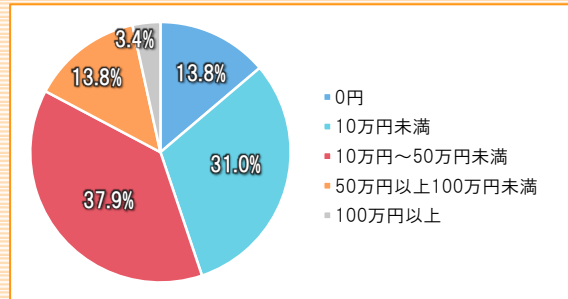
制度導入経費（平均）：8,000千円～10,000千円  
 維持管理経費（平均）：1,200千円（年間）

※R元年度愛知県調査

## ■ 制度の運営に必要な年間の経費

制度の運営に必要な年間の経費は、50万円～100万円が最も多く、次いで100万円～200万円となっています。これらの経費のうち、7割程度が利用証の交付に必要な経費となっていて、制度の普及や啓発にかけられる経費は、5割近くの地方公共団体が10万円未満と回答しています。

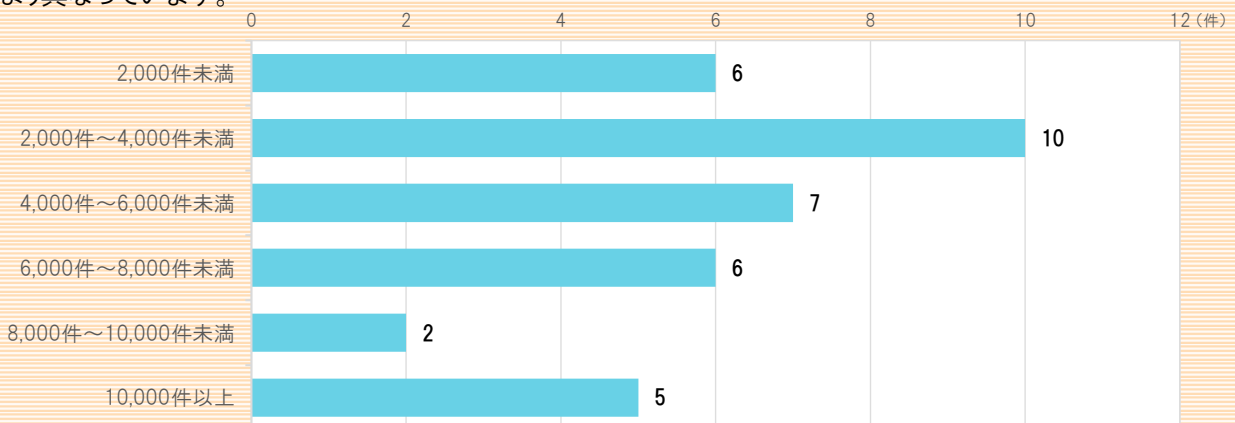
制度の普及や啓発にかけられる年間の経費



## ■ 年間の手続き件数

利用申請や利用証の交付手続き件数は、年間2,000件～4,000件が最も多く、次いで4,000件～6,000件となっていますが、中には10,000件以上の手続きを行っている地方公共団体もあります。

申請方法は、窓口での直接提出、申請書の郵送、インターネットによる電子申請などさまざまで、事業主体である府県でのみ手続きを行っているところもあれば、市町が手続きを行っているところもあるなど、地方公共団体により異なります。



パーキング・パーミット制度を導入している都道府県に対する平成30年度のアンケート調査結果より